



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年9月2日火曜日 第1488号

◇ 目次 ◇

土地改良区役員の就退任の届出.....	935
同意の成立（漁獲共済）.....	935
公有水面埋立免許の出願.....	935
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	936
道路の供用開始（県道池田中山線）.....	937
道路の区域変更（県道広田双海線）.....	937
道路の供用開始（ " ）.....	937
道路の区域変更（県道鳥首五十崎線）.....	938
道路の供用開始（ " ）.....	938
道路の区域変更（県道御内下畑地線）.....	938
道路の供用開始（ " ）.....	938

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	939
技能検定の実施.....	939
教育用コンピュータシステムの借入れ.....	940

人事委員会規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則..... 941

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1770号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八幡浜市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 原 晃	八幡浜市川上町上泊甲655番地
"	井 上 宗三郎	八幡浜市大字大平2番耕地661番地1
"	梶 岡 一 郎	八幡浜市川上町川名津甲373番地の内第1
"	中 村 文 彦	八幡浜市大字向灘1207番地
監 事	堀 川 福 一	八幡浜市川上町白石乙366番地の内第4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 本 衛	八幡浜市大字向灘1735番地

"	崎 田 八 良	八幡浜市川上町川名津甲323番地2
"	片 山 幸 正	八幡浜市川上町川名津甲654番地
"	西 本 満 俊	八幡浜市大字高野地1863番地第2
監 事	田 原 倉 男	八幡浜市川上町上泊甲648番地

○愛媛県告示第1771号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成15年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
久良区域（久良漁業協同組合の地区）	主としてまき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第1772号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、松山地方局建設部及び中島町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
中島町
温泉郡中島町大字大浦1626番地
代表者 町長 武田満幸
温泉郡中島町大字大浦1776番地
- 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - 埋立区域
ア 位置
温泉郡中島町大字饒甲220番2から同甲964番までの地先公有水面
イ 区域
次の1点と2点を結ぶ平成13年2月28日付け愛媛県指令港第44号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との接する線（C・D・L+3.55メートルにより決定）、2点から17点までを順次直線で結んだ線並びに17点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+3.55メートル）の陸と公有水面との接する線により

囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字饒甲 213 番地先の堤内の金属鉱）は、北緯33度59分09秒、東経 132 度36分22秒の地点

1 点は、基点から真北21度07分36秒 92.28 メートルの地点

2 点は、1 点から真北 290 度38分34秒9.29メートルの地点

3 点は、2 点から真北20度38分34秒5.80メートルの地点

4 点は、3 点から真北 110 度38分34秒0.53メートルの地点

5 点は、4 点から真北20度38分34秒 30.90 メートルの地点

6 点は、5 点から真北 110 度38分34秒0.05メートルの地点

7 点は、6 点から真北20度38分34秒0.50メートルの地点

8 点は、7 点から真北 110 度38分34秒0.22メートルの地点

9 点は、8 点から真北20度38分34秒4.00メートルの地点

10点は、9 点から真北 290 度38分34秒0.22メートルの地点

11点は、10点から真北20度38分34秒 20.90 メートルの地点

12点は、11点から真北 290 度38分34秒0.58メートルの地点

13点は、12点から真北20度38分34秒7.20メートルの地点

14点は、13点から真北 110 度38分34秒0.80メートルの地点

15点は、14点から真北20度38分34秒4.00メートルの地点

16点は、15点から真北 290 度38分34秒0.80メートルの地点

17点は、16点から真北20度38分34秒2.34メートルの地点

ウ 面積

859.32平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

温泉郡中島町大字饒甲 220 番 2 から同甲 966 番 1 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の 1 点から 13 点までを順次直線で結んだ線及び 13 点と 1 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字饒甲 213 番地先の堤内の金属鉱）は、北緯33度59分09秒、東経 132 度36分22秒の地点

1 点は、基点から真北25度36分10秒 82.33 メートルの地点

2 点は、1 点から真北 290 度38分34秒 62.70 メートルの地点

ルの地点

3 点は、2 点から真北11度17分31秒 35.22 メートルの地点

4 点は、3 点から真北 4 度55分53秒 29.32 メートルの地点

5 点は、4 点から真北96度08分50秒 27.36 メートルの地点

6 点は、5 点から真北33度26分39秒 12.95 メートルの地点

7 点は、6 点から真北89度30分56秒 13.05 メートルの地点

8 点は、7 点から真北 103 度23分33秒 33.85 メートルの地点

9 点は、8 点から真北 185 度01分39秒 24.67 メートルの地点

10点は、9 点から真北 204 度04分08秒 33.74 メートルの地点

11点は、10点から真北 291 度41分54秒5.38メートルの地点

12点は、11点から真北 201 度42分01秒 14.16 メートルの地点

13点は、12点から真北 195 度04分28秒 10.71 メートルの地点

ウ 面積

5,777.54平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約 840平方メートル

水路用地 約 20平方メートル

4 出願年月日

平成15年8月20日

○愛媛県告示第1773号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、北条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年9月2日

北条港港湾管理者 愛 媛 県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸 守行

松山市北持田町 122 番地

2 埋立区域

(1) 位置

北条市辻字鹿島1596番1から1596番3に至る地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑬の地点までを順次に

結んだ線、⑯の地点と⑰の地点を結ぶ平成8年の春分の満潮位（D.L.+3.60メートル）における公有水面と鹿島南側防波堤との境界線及び⑰の地点と①の地点を結ぶ平成8年の春分の満潮位（D.L.+3.60メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 基点 北条市辻字鹿島1596番2の鹿島四等三角点（北緯33度58分25秒963、東経132度45分49秒496）

- ①の地点は、基点から真北105度04分45秒304.49メートルの地点
- ②の地点は、①の地点から真北121度51分17秒32.19メートルの地点
- ③の地点は、②の地点から真北212度13分52秒4.00メートルの地点
- ④の地点は、③の地点から真北214度11分35秒6.67メートルの地点
- ⑤の地点は、④の地点から真北219度05分01秒7.62メートルの地点
- ⑥の地点は、⑤の地点から真北224度03分22秒7.15メートルの地点
- ⑦の地点は、⑥の地点から真北228度55分30秒6.20メートルの地点
- ⑧の地点は、⑦の地点から真北233度22分56秒5.72メートルの地点
- ⑨の地点は、⑧の地点から真北238度29分18秒9.53メ

- ートルの地点
- ⑩の地点は、⑨の地点から真北241度48分40秒10.00メートルの地点
- ⑪の地点は、⑩の地点から真北241度57分16秒20.00メートルの地点
- ⑫の地点は、⑪の地点から真北241度44分43秒20.00メートルの地点
- ⑬の地点は、⑫の地点から真北241度51分46秒20.00メートルの地点
- ⑭の地点は、⑬の地点から真北241度49分53秒20.00メートルの地点
- ⑮の地点は、⑭の地点から真北241度50分44秒20.00メートルの地点
- ⑯の地点は、⑮の地点から真北241度50分53秒20.18メートルの地点
- ⑰の地点は、⑯の地点から真北332度02分50秒67.06メートルの地点
- (3) 面積
 8,875.96平方メートル
- 3 埋立ての免許の年月日及び番号
 平成9年2月24日 愛媛県指令8港第563号
- 4 しゅん功認可年月日
 平成15年9月2日

○愛媛県告示第1774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成15年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	池田中山線	伊予郡中山町大字出淵5番耕地247番3地先から 同大字5番耕地247番2まで	平成15年9月2日

○愛媛県告示第1775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成15年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	広田双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷6号579番3から 同大字乙154番2まで	旧	メートル 6.2~11.3	キロメートル 0.312	
			新	6.8~39.8	0.312	

○愛媛県告示第1776号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成15年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	広田双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷6号579番3から 同大字6号588番19まで	平成15年9月2日

○愛媛県告示第1777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	鳥首五十崎線	喜多郡五十崎町大字古田甲1677番1から 同大字甲1699番6地先まで	旧	メートル 7.4～64.8	キロメートル 0.239	
			新	9.8～67.7	0.235	

○愛媛県告示第1778号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥首五十崎線	喜多郡五十崎町大字古田甲1677番1から 同大字甲1699番6地先まで	平成15年9月2日

○愛媛県告示第1779号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	御内下畑地線	北宇和郡津島町上横陰平山国有林4林班ち小班地先から 同町上横陰平山国有林4林班と小班地先まで	旧	メートル 2.6～4.4	キロメートル 0.105	
			新	5.0～23.0	0.105	

○愛媛県告示第1780号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	御内下畑地線	北宇和郡津島町上横陰平山国有林4林班ち小班地先から 同町上横陰平山国有林4林班と小班地先まで	平成15年9月2日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年9月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年8月20日	特定非営利活動法人 水煙ネット	高 橋 信 之	松山市衣山五丁目1番地50 サーパス衣山寺番館205号	この法人は、広く一般市民に対して、文化・教育・福祉活動におけるIT技術と情報選択等に関する諸事業を行うことによって、文化、教育、福祉の環境を改善し、人間性豊かな住みよい社会を作ることを目指し、公益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成15年9月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
鑄造（特級に係るものに限る。）、金属熱処理（特級に係るものに限る。）、機械加工（特級に係るものに限る。）、放電加工（特級に係るものに限る。）、金属プレス加工（特級に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、仕上げ（特級に係るものに限る。）、機械検査、機械保全、電子機器組立て（特級に係るものに限る。）、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備（特級に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング及び婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、紳士服製造（特級に係るものに限る。）、プラスチック成形（特級に係るものに限る。）及びパン製造	特級、1級及び2級
鉄工（構造物現図に係るものに限る。）、ロープ加工、縫製機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、帆布製品製造、石材施工（石材加工及び石積みに係るものに限る。）、菓子製造、酒造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション（立体図作成に係るものに限る。）、機械・プラント製図、電気製図、金属材料試験及び塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）	1級及び2級
樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工	等級を区分しない
仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、機械保全、配管、テクニカルイラストレーション及び電気製図	3級

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成15年11月28日（金）から平成16年2月22日（日）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング及び婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、帆布製品製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工及び金属材料試験	1級及び2級	平成16年2月1日(日)
機械検査及び配管	3級	

鑄造（特級に係るものに限る。）、金属熱処理（特級に係るものに限る。）、機械加工（特級に係るものに限る。）、放電加工（特級に係るものに限る。）、金属プレス加工（特級に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、仕上げ（特級に係るものに限る。）、機械検査（特級に係るものに限る。）、機械保全（特級に係るものに限る。）、電子機器組立て（特級に係るものに限る。）、電気機器組立て（特級に係るものに限る。）、半導体製品製造（特級に係るものに限る。）、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備（特級に係るものに限る。）、婦人子供服製造（特級に係るものに限る。）、紳士服製造（特級に係るものに限る。）、プラスチック成形（特級に係るものに限る。）及びパン製造	特級、1級及び2級	平成16年2月8日(日)
鉄工（構造物現図に係るものに限る。）、ロープ加工、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、石材施工（石材加工及び石積みに係るものに限る。）、酒造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、機械・プラント製図及び塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）	1級及び2級	
仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）	3級	
樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工	等級を区分しない	平成16年2月15日(日)
機械保全、半導体製品製造、縫製機械整備、和裁、テクニカルイラストレーション（立体図作成に係るものに限る。）及び電気製図	1級及び2級	
機械保全、テクニカルイラストレーション及び電気製図	3級	

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

平成15年9月30日（火）から10月10日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市三番町四丁目10番地 1 愛媛県三番町ビル内
愛媛県職業能力開発協会

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年9月2日

愛媛県総合教育センター所長
阿 部 正 幸

1 入札に付する事項

(1) 件名

教育用コンピュータシステムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

教育用コンピュータシステム一式（基幹サーバー装置一式、研修用コンピューター式、研究用コンピューター式、周辺機器一式、ソフトウェア式、据付け、配線、調整、保守等一式）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

情報教育研修室1、サーバー室及び情報教育研究室に整備する教育用コンピュータシステムについては平成16年3月1日から平成16年3月31日まで、情報教育研修室2に整備する教育用コンピュータシステムについては平成15年12月1日から平成16年3月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県総合教育センター

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金

額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総合教育センター総務課
〒791 1136
愛媛県松山市上野町甲 650 番地
電話 (089)963 3111

- (2) 入札書の受領期限

平成15年10月15日（水）午後2時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成15年10月15日（水）午後2時

愛媛県総合教育センター4階第6講義室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県総合教育センター所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県総合教育センター所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased :

Computer Network System for Seminars and Research Use ,1 system

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m .,15 October 2003

(3) For further information please contact :

General Affairs Division ,Ehime Prefectural Educational Research Center ,Ko 650 Uenocho ,

Matsuyama ,Ehime 791 1136 Japan

TEL 089 963 3111

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 141

勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年9月2日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

（勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正）

第1条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（愛媛県人事委員会規則13 - 0）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「写」を「写し」に改め、「書留郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明の書留郵便に準ずるものとして委員会が定めるもの」を加える。

（不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正）

第2条 不利益処分についての不服申立てに関する規則（愛媛県人事委員会規則13 - 11）の一部を次のように改正する。

第50条第4項中「書留郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明の書留郵便に準ずるものとして委員会が定めるもの」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

